

# NISSEIグループ グリーン調達基準書 改訂21

日星電気株式会社  
品質環境システム部

## 1. 目的

この基準書はグリーン調達を推進し、環境に配慮した製品をお客様にお届けすることにより、地球環境の保全に貢献することを目的とします。

この目的を達成するために、NISSEI製品を構成する部品に含有又は製造に使用される環境管理物質について、使用を禁止する物質、管理を必要とする物質を明確にし、材料・部品・製品・サービス等の管理方法を定め、仕入先様に周知徹底していただき、弊社が材料を購入する際に使用禁止物質が混入しない手順を定めます。

## 2. 適用範囲

### 2-1. 適用事業所

本基準は

- 日星電気株式会社 (NEJ)
- NISSEI ELECRTIC VIETNAM CO.,LTD (NEV)
- NISSEI ELECRTIC MYTHO CO.,LTD (NEM)
- NISSEI ELECRTIC HANOI CO.,LTD (NEH)
- NISSEI ELECRTIC (THAILAND) CO.,LTD (NET)
- 日星電気 (中山) 有限公司 (NEZS)
- 日星電気 (昆山) 有限公司 (NEKS)

を総称したNISSEIグループ全体を適用範囲とします。

### 2-2. 材料の適用範囲

目的物への適用範囲	
①	半製品：機能ユニット、モジュール、ボードAssy等の組立部品など
②	部品：電気部品、機構部品、半導体デバイス、プリント配線板、客先で出荷時に使用する個装箱・梱包箱
③	材料：ゴムコンパウンド、顔料、樹脂、インク、芯線、芯金など
④	製品：OUT-INとOUT-OUTなど
⑤	取扱説明書
⑥	日星グループで生産した製品を客先に納入する時、配送・保護に用いる包装材：木枠、トレイ、リール、スティック、袋、緩衝材、ステプラー、シート、ラップ、段ボール、テープ、結束バンド、ラベル、印刷インキ・塗料、客先で出荷時に使用しない個装箱・梱包箱など
⑦	上記⑥以外の生産で使用する溶剤・薬品・研磨材等。 備品・設備治具・副資材の内製品と接触する部材。

### 2-3. 適用除外

事務機器用品、建物等、販売目的外の物品への適用は除外します。

### 3. 用語の定義

表3-1 用語

	用語	定義
①	環境管理物質	<p>部品・デバイス等に含有される物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響（側面）を持つと、NISSEIグループが判断して仕入先様へ伝達した物質。</p> <p>使用禁止物質：意図的使用を禁止する物質 表4-1-1 参照</p> <p>調査対象物質：禁止物質ではないが含有量の把握の必要な物質表4-1-2 参照</p>
②	含有	物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品または、それらに使用される材料に、添加、充填、混入または付着することをいいます。 (加工プロセスにおいて意図せずに製品に混入又は付着する場合を含む)
③	不純物	天然素材中に含有され工業材料としての生成過程で技術的に除去しきれない物質 (Natural impurity)、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質。
④	隔離運用	客先要求または性能上、環境管理物質（使用禁止物質）を含む材料を使用しなくてはならない場合に、受入から出荷まで他の製品と混合しないように運用することをいいます。
⑤	MSDS	MSDSは日本のPRTR法で、第一種・第二種指定化学物質を1質量%以上（但し、特定第一種のみ0.1質量%以上）含有する製品であり、化学薬品・染料・塗料・溶剤等が提出を義務付けられている。
⑥	高精度分析データ	高精度分析データについては、4.2 分析方法参照。
⑦	管理値	受け入れ検査または定期検査で超過した場合に仕入先に連絡し、是正を求める基準値

## 4. 環境管理物質

## 4-1. 環境管理物質

表4-1-1① 使用禁止物質 一覧表

大分類	使用禁止物質（意図的含有を禁止する物質）	許容濃度 (ppm 未満)	管理値 (ppm 未満)	背景法令
金属及び金属化合物	1 カドミウム及びその化合物(包装材料:表 4-1-3 参照)	5(*1)	5(*2)	R0HS 指令
	2 六価クロム化合物 (包装材料:表 4-1-3 参照)	1000	800	R0HS 指令
	3 鉛及びその化合物 (包装材料:表 4-1-3 参照)	表 4-1-1②		R0HS 指令
	4 水銀及びその化合物 (包装材料:表 4-1-3 参照)	1000	800	R0HS 指令
	5 酸化ベリリウム	意図的使用禁止		顧客要求
	6 塩化コバルト	意図的使用禁止		顧客要求
	7 トリフチルスス <sup>*</sup> 化合物、トリフェニルスス <sup>*</sup> 化合物、ビス(トリフチルス <sup>*</sup> )=オキソ <sup>*</sup> (ス <sup>*</sup> 換算含有量 0.1%以上)	1000		REACH 制限物質
	8 ジフチルス <sup>*</sup> 化合物、ジオクチルス <sup>*</sup> 化合物 *3 (ス <sup>*</sup> 換算含有量 0.1%以上)	1000		REACH 制限物質
	9 ニッケル及びその化合物 *3	0.5 μg/cm <sup>2</sup> /週		REACH 制限物質
ハロゲン系有機化合物	10 ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	1000	800	R0HS 指令
	11 ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	1000	800	R0HS 指令
	12 ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)	意図的使用禁止		化審法第一種
	13 ポリ塩化ナフタレン(PCN 塩素数が 1 以上)	意図的使用禁止		POPS 条約
	14 ポリ塩化ターフェニル (PCT)	50		REACH 制限物質
	15 短鎖型塩化パラフィン (炭素数 10~13、塩素 50%以上のもの)	意図的使用禁止 1000		EU POPS 条約 IEC62474
	16 ヘキサブロモシクロデカン	意図的使用禁止 100		化審法第一種 POPs 条約
	17 ヘキサクロロベンゼン	意図的使用禁止		化審法第一種
	18 ポリ塩化ビニル(PVC)	意図的使用禁止		顧客要求
	19 塩素系有機溶剤	意図的使用禁止		顧客要求
	20 リン酸トリス(2-クロロethyl) (TCEP)、 リン酸トリス(1-メチル-2-クロロethyl) (TCPP) リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	1000		米国バーモント州法
その他	21 アスベスト類	意図的使用禁止 1000		REACH 制限物質 安衛法
	22 アゾ染料・顔料 *3 (特定アミン表 4-1-4 を発生するもの)	30		REACH 制限物質
	23 パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びその塩	意図的使用禁止 1000		化審法第一種 POPs 条約
	24 パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩及びそのエステル	意図的使用禁止 *6		顧客要求 REACH 制限物質*6
	25 2-(2H-1,2,3-ヘンソ <sup>*</sup> トリアゾ <sup>*</sup> ール-2-イル)-4,6-ジ <sup>*</sup> -tert-ブチルフェニル	意図的使用禁止		化審法第一種
	26 ホルムアルデヒド *4	気中濃度 0.1 未満		ドイツ 化学品禁止規則
	27 フマル酸ジメチル	0.1		REACH 制限物質
	28 過塩素酸塩	6ppb		米国カリフォルニア州法
	29 放射性物質	意図的使用禁止		原子炉規制法
	30 温室効果ガス HFC, PFC, SF6 (京都議定書)	意図的使用禁止		京都議定書
	31 オゾン層破壊物質(モントリオール議定書記載全物質の CFC 類、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ハロン、HBFC 類、臭化メチル、ブromoクロロメタン、HCFC 類)	意図的使用禁止		モントリオール議定書

32 N-フェニルベンゼンアミンとシチレン、2,4,4-トリメチルペンテンの 反応生成物(BNST) *5	意図的使用禁止		顧客要求 カナダ特定有害物質規則
33 黄リン	意図的使用禁止		安衛法
34 多環芳香族炭化水素(PAHs) *3	0.5		REACH 制限物質
35 フタル酸エステル (DINP, DIDP, DNOP) *3*7	1000	800	REACH 制限物質
36 フタル酸ジブチル (DBP), フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP), フタル酸ブチルベンジル (BBP), フタル酸ジイソブ チル (DIBP) *7	1000	800	ROHS 指令 (REACH 制限物質)
37 REACH 認可対象物質 ANNEX X IV (別紙 REACH SVHC リスト 赤字物質参照)	1000		REACH 認可対象 物質

PVCに関してはNISSEIグループが指定した購入材料を除外します。  
除外する場合は、必ず文書で通達し仕入先と取り交わす購買仕様書に明記します。

表中の値は、非意図的であっても超過してはいけません。  
また、禁止物質のRoHS6物質 分析方法は4.2項参照することとします。

\*1 はプラスチック、ゴム、塗料・インキ、ガラスの閾値を示し

ハダは20ppm、それ以外は75ppmとします

\*2 はプラスチック、ゴム、塗料・インキ、ガラスの閾値を示し

ハダは20ppm、それ以外は60ppmとします

\*3 Reach制限物質 Annex X VIIの内、下記物質については用途制限禁止物質です

ジブチルス化合物：

①皮膚に接触する織物、手袋、履物

②壁紙・床材

③子供用製品・おもちゃ

④二液室温硬化型成型材キット

ニッケル及びニッケル化合物：

直接かつ長時間にわたり皮膚に接触する事が想定される成形品

PAHs：

直接皮膚や口腔に長期や繰返し接触するゴムやプラスチック部分を含む成形品

フタル酸エステル (DINP, DIDP, DNOP)：

子供により口の中に入れられる可能性がある玩具及び育児用成形品

アゾ染料・顔料：

直接皮膚や口腔に長時間接触する可能性がある織物、革製品

\*4 木材・織物製品に限定します

\*5 タイヤを除くゴムは対象外です

\*6 Reach 制限物質 Annex X VII において下記制限が予定されています。

「PFOAを25ppb超含有する、またはPFOA関連物質を合計1000ppb超含有する混合物や成型品の製造時使用及び上市を制限」

フッ素系材料の場合、メーカーに製法上のリスクが無い事を確認して下さい。

\*7 フタル酸エステルは併行生産・輸送・梱包・保管等による不純物混入及び接触移行のリスクについて考慮して下さい。

表4-1-1② 許容濃度及び判断基準

物質名	許容濃度及び判断基準 数値は未満を表す	管理値 数値は未満を表す
鉛および鉛化合物	プラスチック・ゴム 100 ppm 鉛フリーハンダ、電気メッキ 及びその材料 500 ppm その他の金属 1000 ppm (適用除外) 鋼材 0.35 wt% アルミニウム合金 0.4 wt% 銅合金 4.0 wt% 高融点ハンダ（鉛含有率が重量で85%以上の合金）、ガラス又はセラミック中に鉛を含む電気電子部品、光学用の白色ガラスに含まれる鉛は制限なし	プラスチック・ゴム 80 ppm 鉛フリーハンダ、電気メッキ 及びその材料 450 ppm その他の金属 750 ppm

表4-1-2 調査対象物質 一覧表

大分類	調査対象物質
金属及び 金属化合物	38 アンチモン及びその化合物
	39 ビスマス及びその化合物
	40 バリウム及びその化合物
	41 クロム及びその化合物
	42 コバルト及びその化合物
貴金属類	43 銅及びその化合物
	44 銀及びその化合物
ハロゲン系 有機化合物	45 塩素及びその化合物
	46 臭素及びその化合物
	47 ふっ素及びその化合物(ふっ素樹脂は除く)
	48 テトラブロモビスフェノールA
その他	59 赤リン
	50 REACH SVHC (別紙 REACH SVHC リスト 参照)
	51 上記管理物質以外の GADSL 対象物質 *1

\*1 物質リスト参照先 <http://www.gadsl.org/>

表4-1-3 包装材料（把手、ポリ袋、クッション、ラップ、ホイル、トレイ、リール、結束バンドなど）

物質名：重金属（水銀、カドミウム、六価クロム、鉛）	
対 象	納入禁止時期
許容濃度： 水銀、カドミウム、六価クロム、鉛の重金属の許容濃度は、包装を構成する各部材・インキ・塗料毎にて、重金属の合計100ppm未満とします。ただし、プラスチック（ゴムを含む）、塗料、インキの部位におけるカドミウム、鉛の許容濃度はカドミウム化合物、鉛及び鉛化合物の規程も満足することとします。 (主なプラスチック部位：把手、ポリ袋、クッション、ラップ、ホイルおよびトレイ、リール、テープ、マガジンスティック(ストッパを含む)、バルクケース、結束バンドなど)	

- (1) 六価クロムについては、まず総クロム量として分析し、4元素合計で100ppm未満である事を確認します。この場合、カドミウムや鉛と同時の前処理でよいこととします。
- (2) 4元素合計で100ppm以上の場合、カドミウム・鉛・水銀（以下3元素）の合計が100ppm未満である事を確認する。3元素合計が100ppm以上の場合には不適合とします。
- (3) 3元素合計100ppm未満の場合、クロムが六価クロムかどうかの検出判定を行い、六価クロムが検出されなければ適合とします。
- 測定基準：分析方法 4.2項に準じます

表4-1-4 アゾ化合物の分解により発生してはならないアミン一覧

CAS No	アミン
60-09-3	4-アミノベンゼン
90-04-0	o-アニシジン
91-59-8	2-ナフチルアミン
91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン
92-67-1	4-アミノビフェニル
92-87-5	ベンジジン
95-53-4	o-トルイジン
95-69-2	4-クロロ-2-メチルアニリン
95-80-7	2,4-トルエンジアミン
97-56-3	o-アミノアゾトルエン
99-55-8	5-ニトロ-o-トルイジン
101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン
101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル
106-47-8	p-クロロアニリン
119-90-4	3,3'-ジメトキシベンジジン
119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン
120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン
137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン
139-65-1	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド
615-05-4	2,4-ジアミノアニソール
838-88-0	4,4'-ジアミノ-3,3'ジメチルジフェニルメタン

#### 4-2. 禁止物質のRoHS6物質 分析方法

分析規格についてはIEC62321に準拠している事。

また、分析機関はIEC17025認定試験所であることとする。

## 5. 購入材料の化学物質調査のお願い

### 5-1. 調査対象物質

調査対象物質は、NISSEIグループが定めた使用禁止物質群と調査対象物質群です。

表 4-1-1① 使用禁止物質 一覧表

表 4-1-2 調査対象物質 一覧表

なお、弊社顧客要求に対応するために上記以外の化学物質調査を依頼することがあります。

### 5-2. 調査対象製品名

調査対象製品名は、現在正式に両者で取り交わされた製品名とします。

### 5-3. 調査様式

弊社様式「不使用証明書兼化学物質調査シート」を標準とします。

記入方法は記載例シートを参照し、サプライチェーンを通じて確認した情報、意図的添加、分析データ等その他知りうる情報を記入してください。

### 5-4. 使用禁止物質が含有している場合

NISSEIグループが定めた使用禁止物質を含む製品は様式「不使用証明書兼化学物質調査シート」の保証条件付き品目記入欄へ記入し、撤廃が可能な場合は撤廃計画期日を追記してください。

NISSEIグループ技術部門と調整中の製品については「技術調整中」と記入してください。

製品製造上不可欠な物質、撤廃予定が無い場合は「予定なし」と記入して理由を明示してください。

### 5-5. 化学物質調査の種類

#### 5-5-1 新規材料（副資材を含む）購入時の化学物質調査

##### 【必要書類】

##### ① 不使用証明書 兼 化学物質調査シート

当社様式：NEH-4.4.6-本KK-002 最新版を標準としますが、当社調査対象物質が網羅されていれば、AIS(MSDSplus)又JAMA又は同等な書式・形式でもOKとします。

##### ② 高精度分析データ（当社から指定した部材の場合のみ必要）

##### ③ SDS（該当する部材の場合は必要）

#### 5-5-2. 定期化学物質調査（年1回）

【必要書類】 ①定期環境調査依頼書等、依頼時指定様式

#### 5-5-3. 不定期の化学物質調査

【必要書類】・化学物質に影響する4M変更の場合、事前に下記の書類が必要

##### ①不使用証明書 兼 化学物質調査シート

##### ②高精度分析データ（顧客要求分）

##### ③SDS（該当する部材の場合は必要）

#### 5-6. 化学物質調査の弊社担当部門

従来品は事業所の資材部門が担当します。

新規品は技術部門または資材部門が担当します。

#### 5-7. 調査結果の活用

仕入先様から入手した各種調査資料は、弊社の化学物質管理の客観的証拠として活用させていただきます。

また、顧客要求の化学物質調査表等を作成するための情報としても使用させていただきます。

### 6. 仕入先様における製品含有化学物質管理のお願い

#### 6-1. 製品含有化学物質管理体制の構築

日星電気グリーン調達基準を遵守した製品を納入して頂く為、製品に含有される化学物質を把握・管理・運用する仕組み（CMS:Chemical substance Management System）の構築と維持・改善をお願い致します。

製品含有化学物質管理の実施項目については、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン（第3版）」 <http://www.jamp-info.com/dl> を参照願います。

#### 6-2. 仕入先様が商社の場合

取扱い品目のメーカー様へ日星グリーン調達基準書を伝達するとともに、商社様の責任において遵守をお願い致します。

### 7. 問い合わせ先

各事業所の担当者に問い合わせして下さい。

部 門	連 絡 先
日星電気株式会社 (NEJ)	電話 : 0538-66-5161
NISSEI ELECRTIC VIETNAM CO., LTD (NEV)	電話 : 84-8-8960239/8974753
NISSEI ELECRTIC MYTHO CO., LTD (NEM)	電話 : 84-733-642-453
NISSEI ELECRTIC (THAILAND) CO., LTD (NET)	電話 : 66-044-335-539
日星電気（中山）有限公司 (NEZS)	電話 : 86-760-86653481-160
日星電気（昆山）有限公司 (NEKS)	電話 : 86-512-57714962
NISSEI ELECRTIC HANOI CO., LTD (NEH)	電話 : 84-4-9550045



## 制改訂履歴

制改訂記号	制改訂の概要	日付	作成	承認
0	新規制定	2006/6/29	小田	伊藤
1	環境管理物質管理規程および環境管理物質環境作業手順書改訂に伴う変更	2006/6/29	小田	伊藤
2	環境管理物質管理規程および環境管理物質環境作業手順書改訂に伴う変更 変更部分は青字または赤字で示しています。	2007/5/10	小田	伊藤
3	ICPデータおよび成分表(MSDS)の変更がない場合はその旨を証明する書類の提出で有効期間を1年間延長することとした。	2007/11/23	小田	伊藤
4	3. 用語の定義 ③環境管理物質中の使用禁止物質の説明に ○物質については意図的含有なきことを明記した。 使用禁止物質不使用証明書ファイル一部変更	2007/12/04	小田	伊藤
5	3. 用語の定義 使用禁止物質の定義変更 4.1 環境管理物質の統廃合および新設 4.2 4.1の変更に合わせて変更	2008/01/21	小田	伊藤
6	3. 用語の定義 使用禁止物質の定義変更 4.1 環境管理物質の統廃合および新設 4.2 4.1の変更に合わせて変更 他 誤字脱字訂正(6.1) 納入禁止時期によるレベル変更(6.2)	2008/3/03	小田	伊藤
7	3. 用語の定義 変更 調査対象物質変更、提出書類変更 要求分析データ変更、担当者変更	2009/03/18	赤井	鈴木
8	調査対象物質変更	2009/11/24	赤井	鈴木
9	日星禁止物質変更。REACH規則のSVHC第二弾発表により、調査対象物質変更	2010/04/13	赤井	鈴木
10	日星禁止物質変更。REACH規則のSVHC第4弾発表により、調査対象物質変更	2011/04/06	赤井	鈴木
11	日星禁止物質追加。REACH規則のSVHC第6弾発表により、調査対象物質変更	2012/01/19	赤井	鈴木
12	REACH規則のSVHC第7弾発表により、調査対象物質を追加	2012/06/22	赤井	鈴木
13	前改訂12版の項目7の環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期は禁止物質の表中に入れ込み、分析方法のみ、4.2 禁止物質のRoHS6物質分析方法として項目4に追加した。 REACH規則のSVHC第8弾発表により、調査対象物質を追加	2012/12/21	赤井	鈴木
14	禁止物質にREACH 認可対象物質のフタル酸エステルと黄リン・赤リン追加、調査対象物質の整理・改訂 調査対象のREACH規則のSVHCは144物質に追加	2013/08/05	赤井	鈴木
15	禁止物質の赤リンを調査対象物質に変更、 リン酸トリス 3物質を禁止物質に追加 調査対象のREACH規則のSVHCは151物質に追加	2013/12/18	赤井	鈴木
16	RoHS6物質の含有閾値見直し	2014/09/04	赤井	鈴木
17	禁止物質・調査対象物質追加 REACH SVHC 161物質に追加	2014/12/25	赤井	鈴木
18	表2.1 材料への適用範囲 追加 4. 環境管理物質 禁止物質追加、閾値見直し、背景法令追加、調査対象物質見直し	2015/09/29	赤井	鈴木

19	禁止物質・調査対象物質の用途限定追加 背景法令一部変更 調査対象物質追加	2016/02/20	大谷	鈴木
20	禁止物質の閾値見直し・適用除外追加 調査対象物質にGADSL追加 RoHS分析については該当規格表記に変更 6. にCMSのお願いを追加	2017/03/07	大谷	成原
21	ハンダ中の鉛許容含有量見直し、その他。	2018/02/28	大谷	成原